

2018年3月議会 代表質問

2018年3月定例市議会の代表質問で、
河村ひろ子市議が行った第一質問と答弁をご報告します。

河村ひろ子市議

3月7日(水)
午前10時～



1.市長の政治姿勢 新年度予算編成について -----	2
2.国民健康保険事業 -----	11
○都道府県化について -----	11
○激変緩和措置について -----	13
○減免制度の拡充について -----	13
3.福山市地域交流施設等再整備基本方針について ---	17
4.生活保護行政について -----	21
5.障害者就労継続支援A型事業所について -----	26
6.介護保険制度 -----	31
○介護労働者の処遇改善について -----	31
○訪問介護の生活援助について -----	32
○介護保険料について -----	34
7.保育行政 保育指針改定について -----	39
8.パークPFI方式について -----	42
9.福山・笠岡地域公共交通網形成計画について -----	46
10.川南土地区画整理事業について -----	50
11.広島県水道事業の広域連携について -----	53

市長の政治姿勢 新年度予算編成について

河村ひろ子市議 2018 年度福山市一般会計予算は 1668 億 3300

万円で、昨年度比 1. 5%増。投資的経費は 18. 3%の大幅増です。

市長は主要な事業・5 つの挑戦の加速を掲げ、15 施策の当初予算 126 億円を組んでおります。

挑戦 1、「中心市街地の活性化と都市の魅力向上」には、駅前再生ビジョンに沿った公共空間の検討、福山城公園整備などがあげられています。

本年度は、デザイン計画の検討、道路や公園の有効活用に向けた調査ですが、今後、多額の財政投資が必要となる懸念があります。

本年度予算は 2 億 5700 万円ですが、駅周辺の整備に係る総予算はどれくらいになるのでしょうか。お示してください。

整備方法もパーク PFI の導入による規制緩和や受託事業者の利益確保を行うこととなり、公共の空間を変質させる危険性をはらんでいます。

また、民間事業者が所有する駅前の旧キャスパや鞆鉄ビルと連携した再整備が進められるものと思料するものですが、ホテルや商業床の整備などの高度利用が行われるのかどうか、調整はどのように

進めるのか、以上それぞれについてお答えください。

挑戦2「子育て、安心の医療福祉と町の活力創出」では、人口減少対策として、女性や若者を対象とした施策に重点を置いたとし、就労や移住支援予算を組んでいます。しかし、今年度オープンした駅前女子カフェの活用は振るわず、福山への就労に重きを置く支援では、福山に流入、あるいは留まる動機としては不十分ではないでしょうか。

全国的にも県内的にも立ち遅れている子ども医療費助成制度の拡充は行われず、高い保育料の低減は行われないなど、子育てに係る負担軽減は不十分です。その上、予算を組み替えれば実施できる就学援助費入学準備金の前倒し支給は、2019年度入学児童生徒からに遅延させるなど、生活が厳しい世帯の親子に寄り添う姿勢は見られません。

このような子育てに冷たい姿勢では、若い世帯にとって、子育てをしたい、住んでみたいまちとならないのではありませんか。

また、高齢者への施策では、健康長寿を支援することも重要ですが、医療・介護・福祉の負担軽減に、十分意を払った予算とするべきではないでしょうか。

以上について、お答えください。

挑戦 3、「まちの成長をけん引する産業づくり・防災」では、北産業団地第 2 期造成を進めようとしていますが、事業費 75 億円が付帯工事も含めれば、さらに多額の税金が注ぎ込まれる事となります。企業誘致の促進を行うとしていますが、比較的力のある企業の立地を支援する事業です。

その一方で小規模事業所への融資制度は、ニーズがないということで大幅に削っております。

広島県は、中小企業・小規模企業振興条例を制定しました。

福山市も地域の小規模事業所の活性化を図るため、住宅リフォーム助成制度や、小規模事業所リフォーム助成制度など地域に、広く仕事と資金が循環する施策を行うことが重要です。

農林水産業の活性化を謳っていますが、儲かる農業に主眼がおかれ、農地の集積で大規模化するなど、山間部や島しょ部の小規模農業地域は見捨てられているといっても過言ではありません。小規模、自家消費型農業についても、治山治水、環境保全における役割を重視し、農業後継者の支援や地域農業の再生を図る予算を抜本的に強化するべきであります。御所見をお示しくください。

挑戦4「夢・希望あふれる未来を創る人材の育成」を掲げていますが、地域住民の強い反対があるにもかかわらず、(仮称)千年小中一貫教育校の用地取得予算をつけています。予算付けを先行し、住民に施策を押し付ける強権的なあり方は、断じて許せません。学校がなくなれば、周辺部のまちは、急速に衰退します。競争をあおり、財界の要望に沿ったグローバル人材を育成するのではなく、すべての子どもの豊かな人格形成を進めるべきであります。

小規模校の教育を生かし、全市で少人数学級を実現し、子ども心に寄り添った教育を進めることにこそ、予算を配分すべきです。お答えください。

挑戦5「文化スポーツの振興」では、市総合体育館整備に34億8200万円を計上していますが、本体工事にさらなる親水空間整備(仮称)かわまち広場や連絡橋を計画し、総予算約134億円となる大事業です。

後年度負担も増え、他の予算を圧迫します。福山市の身の丈に合っている計画なのか、再検討が必要です。

文化・スポーツ予算は必要なものもありますが、今後少子高齢化

で人口減を懸念しながら、市債による後年度負担を増やす側面があり、節減を図るべきです。

福山市の予算を、大型開発優先ではなく、住民の福祉・くらし向上に最重点を置いたものに組み替えることを求めるものです。

以上、それぞれについてのご所見をお示してください。

市長（答弁） 日本共産党を代表されました河村議員の御質問にお答えいたします。

始めに、**新年度予算編成**についてのご質問のうち、福山駅周辺の整備に係る総予算についてであります。

福山駅周辺整備に係る事業は、今後、（仮称）福山駅前デザイン会議における様々な議論、必要となる種々の調査、民間事業者の計画等を踏まえ、それぞれの事業内容が確定していく中で、総事業費は明らかになるものであります。

次に、旧キャスパや鞆鉄ビルとの連携についてであります。

これまでも、旧キャスパに関係する権利者のうち、穴吹興産株式会社とトモテツグループに対し、福山駅

前再生ビジョン案の考え方をお伝えしてまいりました。

現在、こうした本市の意向を参考に、基本構想を検討しているとお伺いしております。

引き続き、三之丸町地区が魅力とにぎわいが生まれるエリアとなるよう、行政と民間が連携して当該地区のまちづくりを進めてまいります。

次に、就労や移住支援についてであります。

若者や女性の地元定着・転入促進を図るため

○市外の遠方の大学へ通学する場合の支援制度

○転入女性への就職活動・引っ越し費用助成制度

○女性の職場環境を改善する企業への助成制度

を創設します。

次に、子育てについては、福山ネウボラを拡充させるとともに、

○保育所の待機児童対策

○就学援助費の入学準備金の増感と支給項目の拡大

○放課後児童クラブの対象学年の拡大

○中学校給食完全実施の加速

などに取り組み、子育て家庭の支援を充実します。

ご質問中、本市の施策を子育てに冷たい姿勢であるとする指摘は、全くあたっておりません。

なお、乳幼児等医療費助成制度については「子どもの生活に関する実態調査」の分析結果を踏まえ、検討してまいります。

また、高齢者施策としては、健康寿命の延伸と認知症施策の充実に取り組みます。

引き続き、低所得者の負担軽減に十分配慮しつつ、社会保障制度の持続可能な運用に努めてまいります。

次に、小規模事業者に対する施策についてであります。

本市では、事業者の大部分を中小、小規模事業者が占めており、これら事業者の活力があってこそ、本市経済の持続的な発展が図られるものと考えております。

このため、ものづくり福の耳プロジェクトによる訪問を通じてきめ細かくニーズを把握するとともに、効果的なアドバイスで高い評価が寄せられている福山ビジネスサポートセンターF u k u - B i z や小規模事業者経営改善資金利子補助など、小規模事業への支援に注力してまいります。

次に、小規模・自家消費型農業者への支援についてであります。

本市の農業は、自給的農家が全体の76%、一戸あたりの経営耕地面積も18アールと小規模な農家が大半を占めております。

本市においては、これまでも、担い手の育成や耕作放棄地対策、里山里地の再生・保全など必要な予算の確保に努めているところです。

次に、教育に係る予算についてであります。

現在取り組んでいる学校再編は、教育的観点で子ども

もたちにとって、より良い学びの環境づくりを目的としているものです。

今後、老朽化した校舎の改修、建替えやICT教育機器の導入などを早急に進めて高く必要があり、学校配置を見直すことにより、将来にわたる教育の質の維持向上に努めてまいります。

次に、新総合体育館につきましては、現在の体育館が老朽化し、耐震性等にも課題があることから整備をするものであり、計画の再検討は考えておりません。

以 上

国民健康保険事業

河村ひろ子市議 都道府県化について伺います。

2月9日の総務委員会に、今後の国保事業の運営方針が示され、2018年度の福山市の、一人あたりの保険料収納必要額が示されました。

それによると、福山市は、激変緩和措置として、基金から、2億4217万円を繰り入れ、1人当たり、10万5千908円とする方向です。昨年度の算定額から2060円、2年連続の引き上げです。

市内のある自営業者は「親の介護のため、仕事を休むしかなかったので収入が減った。国保税は減免してもらったが、それでも払えず困っている」と話していました。

国保加入者は、中小業者や高齢者など、所得の低い人が多いため、高い国保税が家計を圧迫し、厳しい生活を強いられています。

国保加入世帯の生活実態の認識をお示し下さい。

また、これ以上の引き上げは、国保税を支払えない世帯を、さらに増加させることが懸念されますが、ご所見をお示しください。

厚生労働省は、激変緩和措置として、一般会計からの法定外繰り入れと、基金の繰り入れ等を認めています。さらに、広島県は、

1月16日の「社会基盤整備特別委員会」で、「6年間の激変緩和期間に限り法定外繰り入れは出来る」と答弁しています。

ところが福山市は、国保税抑制のための、一般会計からの法定外繰り入れは「行わない」旨の、答弁を行ってきました。

福山市の姿勢は、国の指針とも広島県の方針とも明らかに異なりますが、一般会計からの法定外繰り入れを行わない理由を、お示しください。

2018年4月以降も、保険税の賦課や徴収業務は、引き続き市の業務となります。

県が示す国保の必要収納額は、あくまで目安のため、福山市として独自に、国保税の負担を抑制することは可能ではないでしょうか。

北海道旭川市では、2018年度から、市独自の低所得者に対する保険料軽減や、子どもの均等割りの3割減免、介護分、支援分の減免特例を設けるなどで、世帯当たり保険料を、平均6800円引き下げる、とのことでした。

また、埼玉県ふじみ野市では、新年度から、第3子以降の均等割りを、所得制限なしで全額免除し、法定外繰り入れも、当面は続けるそうです。同県富士見市でも、所得制限はありますが、第3子の

均等割を全額免除し、負担の抑制に努めています。

さらに近隣では、倉敷市でも国保料の引き上げは行わないとの事です。福山市としても、他の自治体を参考にあらゆる手立てを行い、国保税を引き上げない事を求めるものですが、ご所見をお示しく下さい。

次に**激変緩和措置**について伺います。

激変緩和措置を適用しない統一保険料ベースでは、12万1062円にまで増高すると、推計されています。

このような大負担増は、到底、市民理解は得られません。

今でも大変な国保税負担が、これ以上引き上げられれば、収納率の悪化や、資格証明書の発行の増加、窓口負担の支払いがさらに困難となり、医療を受けられない加入者がさらに増加することが懸念されます。

このような事態を招かないようにするため、国に対し、引き下げられた国庫負担を増額すること、県に対し、県独自の負担金の増額を求めるべきですが、ご所見をお示しく下さい。

次に、**減免制度の拡充**について伺います。

被保険者数に応じて課税される均等割や各世帯に定額を課す平等割りなどは、国保税の逆進性を高めるもので、見直しが必要です。

さらに、法定軽減世帯への軽減措置の拡大、市独自で3割軽減の創設を行うとともに、乳幼児や3人目の子どもについて均等割から除外することを求めるものです。

以上について、それぞれ、ご所見をお示してください。

市長（答弁） 次に、**国民健康保険事業**についてであります。

まず、国保加入世帯の生活実態についてであります。

他の医療保険に比べ、加入者の平均年齢が高く、所得水準が低いという認識を持っております。

次に、国保税を支払えない世帯への対応についてであります。

国保制度は、医療保険として、被保険者の方に、所得にかかわらず一定の負担をいただかなければならない仕組みになっております。

低所得世帯など保険税の納付が困難な世帯に対しては、納税折衝を行う中で、個々の事情に応じ、納税誓

約による分割納付など、引き続き、きめ細かな対応を
してまいります。

次に、一般会計からの法定外繰り入れを行わない理
由についてであります。

激変緩和期間中については、一般会計からの法定外
繰り入れは行いませんが、被保険者の急激な負担増とな
らないよう、財政調整基金を活用し、対応してまいり
ます。

次に、国保税の**減免制度の拡充**についてであります。

国民健康保険制度においては、税負担を抑制するた
めの法定軽減制度が設けられ、2014年度(平成26年度)
からは毎年度、拡充・見直しが行われており、低所得
者の負担軽減に努めているところであります。

加えて、法定軽減世帯における18歳以下の2人目以
降の被保険者への本市独自の減免制度により、子育て
世代へのさらなる負担軽減を図っております。

次に、国や県に対し、国庫負担金、県独自の負担金
の増額を求めることについてであります。

国保財政に対する国庫負担につきましては、これまで、国に対して国民健康保険の財政基盤強化のための国庫負担割合の引上げなど更なる支援の拡充を行うよう、全国市長会を通じ要望を行っているところであります。

福山市地域交流施設等再整備基本方針について

河村ひろ子市議 築後 40 年以上の公民館が所在する学区から（仮称）交流館を整備するとして、対象の 20 学区が示されました。

福山市地域交流施設等再整備基本方針に基づき、既存の公民館、コミュニティセンター、ふれあいプラザなどを廃止し、各小学校区に 1 つの交流館を整備するものです。

これら 20 学区の中で、3 施設が 1 か所になる学区は、東、駅家西、2 施設が 1 か所になる学区は、光、樹徳、川口、戸手、網引、常金丸、山野、伊勢ヶ丘、中条、御野の 10 か所に上ります。

地域の施設は、コミュニティの拠点であるため、住民にとって身近な場所にあることが望ましい形です。

「再整備基本方針」でも、地域住民の学びや、生き生きと活動し支えあう場として『地域活動の拠点』としての役割の重要性を指摘しています。そのため、今後も地域活動を支えるという原点に立ち返るべきです。

高齢化社会だからこそ、歩いて通える施設の重要性は増していますが、複数の施設を 1 か所に集約すれば、高齢者の社会参加を後退させることとなります。ご所見をお示しくください。

福山市は、「丁寧に説明し住民の理解と協力を得る中で進める」として、住民・利用者アンケートを行うこと、専門家の意見聴取、ワークショップ、地域別の住民検討会を設置するなど、住民参加を徹底することを求めるものです。

具体的な手立てについてお示してください。

また、基本方針には、「市民が主役となり、まちづくりの拠点となるよう、地域の総意で取り組む」とされていますが、住民合意が得られない場合には、見直すべきです。ご所見をお示してください。

総務省から、公共施設等の適正管理について、平成 29 年度から平成 33 年度までの支援措置が行われますが、その中には、適正管理推進のための事業債が創設されています。

これは、新規事業として公共用の建物を延伸させる事業に活用できる長寿命化事業が対象に含まれており、公民館やコミュニティセンター、ふれあいプラザなどの施設が対象となります。

このような有効な制度を活用することを求めるものですが、ご所見をお示してください。

市長（答弁） 次に、**福山市地域交流施設等再整備基本方針**についてであります。

（仮称）交流館は、地域住民の主体的な地域活動を支えるまちづくりの拠点施設として整備するものであります。

子どもから高齢者まで幅広い世代が集い、交流を促進するための機能を新たに設けることとしたことから、高齢者の居場所づくりや生きがい対策にもつながるものと考えております。

次に、住民参加の具体的な手立て及び、住民合意についてであります。

（仮称）交流館整備にあたりましては、地元住民のみなさまとの説明・協議の場を設定し、丁寧に説明を行うとともに、ご意見や思いをしっかりと受け止め協議させていただきながら、合意形成を得て整備していくこととしております。

次に、施設の延命化についての考え方についてであります。

今後、人口減少などを背景に、中長期的な財源不足が生じることが予測される中、現状の施設をすべて維持していくことは困難であります。こうしたことから、有識者や民主団体の代表等で構成された「懇話会」でのご意見をふまえて策定した「福山市地域交流施設等再整備基本方針」に基づき（仮称）交流館を整備するものであります。

生活保護行政について

河村ひろ子市議 生活保護は、憲法 25 条に明記された国民の生存権を保障する最後のセーフティネットであり、すべての国民の権利に関わる重要な制度です。しかし、国は扶助費と母子加算を削減しようとしています。

その内容は、生活扶助費を本年 10 月から 3 年間かけて最大 5%、平均 1.8%削減し、総額は年間 210 億円に達する規模です。これにより保護利用世帯の全体の約 70%に影響があるとされています。また、母子加算は平均 2 割も削減する計画のため、子どもの多い世帯ほど削減幅が大きくなります。

厚労省の試算では、夫婦と子ども 1 人世帯の場合は年間 3 万 6 千円、夫婦と子ども 2 人世帯では年間 10 万 8 千円もの削減となり、子どもの貧困対策にも逆行する改悪です。生活保護は制度を利用している人だけの問題ではありません。今日の日本で貧困は特別な事情ではなく、倒産や失業、リストラ、病気、介護などで職を失えば、誰でも貧困に陥る可能性があり、国の削減方針は中止しなければなりません。本市の影響額と影響人数と世帯数、また、制度改悪により保護対象から外れる人数・世帯数の見通しについて、それぞれお

示してください。

政府はこれまでも最大 10%という扶助費の削減を強行しており、生活保護受給世帯は、現状でも苦しい生活を強いられています。

例えば、市内の 4 人家族の受給世帯は、収入は保護費が 6 万円、夫の給与 3 万円、妻の障がい基礎年金 5 万円、子どものアルバイト 2 万円で、月収約 16 万円です。

1 か月の支出は、食費が 4 万円、光熱水費は 6 万円、交通費などで 3 万円のほか、修学旅行費の積み立てなど、子ども 2 人の養育費に 3 万円が必要です。毎月ギリギリの生活で、カレーを 1 週間食べ続けたり、服は年に 1 回ぐらいしか買えず、健康で文化的な生活とは言えない状態です。生活保護受給者の生活実態について、市長の認識をお示し下さい。

また、今回の削減の撤回を国に強く要望することを求めますが、ご所見をお示し下さい。

次に、保護基準の引き下げによる市民生活への影響について伺います。厚労省は、基準の引き下げは、住民税、保育料、介護保険料、就学援助、最低賃金など低所得者を対象とする 47 施策に連動することを明らかにしましたが、影響する人数、世帯数の試算をお示し下

さい。

また、就学援助など他制度へ影響が及ばないように独自の手立てをとることを求めますが、お答え下さい。

研究者の推計によると、全国では、生活保護を利用する資格のある人のうち、実際に利用している人の割合が 2 割程度にとどまっているとのことです。現在、全国の生活保護利用者数は約 213 万人ですが、その背後には数百万人の単位で利用出来ない生活困窮者が存在しています。

生活保護の補足率が低い理由は、第一に、「生活保護は恥」という意識や生活保護に対するバッシングから申請をためらってしまう

第二に、自分が生活保護を利用出来る事を知らない 第三に、窓口へ行っても間違った説明で追い返されるという、3つの原因があるとの事ですが、これらの対策をどのようにしているのか、お示し下さい。

市長（答弁）次に、生活保護行政についてであります。

始めに、生活扶助基準の見直しによる本市の影響額等については、現在、国から示されている情報から推計することは困難であります。

次に、生活保護受給者の生活実態についてであります。

生活保護制度は、国において、すべての国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障するための制度であり、その基準については、国において、一般低所得層の消費実態や物価の動向等を勘案し、最低生活の維持に支障が生じないように、適正に見直しが行われているものであります。

なお、この度、国において示されている基準の見直し（案）については、一律の減額、削減というのではなく、子どものいる家庭に対する加算の対象拡大や大学等への進学への支援としての一時金の創設なども図られているところです。

次に、保護基準の見直しによる他制度への影響についてであります。

国の方針として、保護基準が減額となる場合に、就学援助や保育料の免除等、それぞれの制度の趣旨や目

的、実態等を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することとされており、本市においでも、国の方針に基づき、適切な対応を検討してまいります。

なお、他制度への影響の推計は困難であります。

次に、生活保護を受けていない方への対応についてであります。

生活保護が必要な方が、保護が受けられないといったことが無いよう、制度周知を図るとともに、引き続き、丁寧な相談支援と適正な保護の実施に努めてまいります。

障害者就労継続支援 A 型事業所について

河村ひろ子市議 2017 年度から、障がい者の働く場である就労継続支援 A 型事業所の突然の閉鎖と解雇が各地で相次いでいます。

本市でも、昨年 11 月の「しあわせの庭」の突然の閉鎖と大量解雇に続き、今年 2 月末には、岡山や倉敷、総社市で運営している「しあわせ工房」も閉鎖し、利用者 15 人が解雇されました。3 月末には、神辺町の「のぞみ福祉会」が経営難を理由に、閉鎖する予定との事です。

就労の場を失った元利用者は収入を絶たれ、大きな不安を抱えています。例えば、しあわせの庭の場合、多くの元利用者はいまだに再就職先が決まっていません。障がい者の人権を守る観点から、企業や社会福祉事業者等と連携し、一人ひとりのニーズにそった早急な再就職支援に取り組むべきですが、これまでの取り組みと現状、今後の再就職の見通しについてお答えください。

元利用者や職員への 2 か月分の未払い賃金については、国の立て替え払い制度が適用されましたが、当制度は給与の 8 割しか支給されません。新聞報道では、しあわせの庭が破産手続きの開始決定を受けたことから、県は他の債権者との公平性が保てなくなると判断。

破産手続きによる清算を進めるために、市に対し事業所へ払う予定だった給付金を破産管財人へ支払う事を求めています。今後の福山市の対応と、元利用者と職員への未払い賃金や、解雇予告手当の全額支給の見通しについてお示し下さい。

A型事業所の相次ぐ閉鎖の背景には、次の要因があると考えます。

第一に、2006年に施行された障害者自立支援法により、社会福祉事業に営利法人の参入を可能にした規制緩和があります。これまでは、非営利と公益性という原則の下、障害者の命と人権を守るために経営主体は限定されてきました。しかしこの間、政府の行き過ぎた規制緩和と企業参入により、必要な規制がなし崩しにされてきたという経緯があります。

第二に、給付金と特定求職者雇用開発助成金を目的にした、儲け本位の悪質な営利法人の参入が進んだことです。厚労省も悪質な事業所の存在を把握していましたが、長年放置されてきたことが問題を大きくしたと言われてしています。

第三に、儲け本位の事業者の参入を促すコンサルタントの存在です。2月末で閉鎖した「しあわせ工房」は、コンサルタント会社「プロジェ」と深い関係があると言われていますが、徹底的な真相究明

が必要です。

第四に、昨年 4 月に発せられた「利用者への賃金は原則給付費等から支払わない」という厚労省通知です。あたかも自然淘汰を促すかのような通知が事業所の閉鎖に拍車をかけています。これら四点について、それぞれご所見をお示し下さい。

また、事業所の指定権限者として、市の責任をどのように認識しているのかお示し下さい。この間の一連の事案についての検証状況も合わせてお答え下さい。

A 型事業所が本来の目的に資するよう、本市の指定基準を見直し、悪質な事業者を参入させないチェック体制や、人員配置が必要ですが、再発防止策をお答えください。

また、まじめに努力を重ねても事業収入だけでは賃金の支払いが困難という実態を踏まえれば、A 型事業所の制度そのものの見直しが必要です。国に制度改善を求めることを要望しますが、ご所見をお示し下さい。

市長（答弁） 次に、**障害者就労継続支援 A 型事業所** についてであります。

始めに、再就職支援等の利用者保護についてであり

ます。

本市においては、これまで、合同就職面接会、就職
応援セミナーなどの開催や、市の臨時職員として採用
するなどの支援を行っており、12月23日現在、53人
の方が再就職しております。

引き続き、一人ひとりの状況を把握する中で、関係
機関と連携し、再就職支援に努めてまいります。

未払い賃金等については、国の立替え払いが実施さ
れており、残る未払い賃金等の扱いについては、「一般
社団法人しあわせの庭」の破産手続きが進行している
ことから、県と連携する中で、破産手続きとの整合を
図り、適切に対応してまいります。

次に、就労継続支援A型事業の課題の検証と再発防
止策等についてであります。

就労継続支援A型事業については、事業所の廃止が
続いていることから一連の事案について、現在、広島
県と検証を進めております。

検証後には、事業破綻の再発防止策と事業の質的向

上を図る支援策を検討し、必要に応じて、国に対して
制度の見直しを要望してまいります。

介護保険制度

河村ひろ子市議 介護労働者の処遇改善について伺います。

厚生労働省は、2018年度から3年間の介護報酬を0.54%と若干のプラス改定方針をまとめました。しかし、2015年に行われた前回の改定では、実質4.48%も大幅に引き下げられたため、今回の改定は「焼石に水」との声も聞かれます。2017年の全国の介護事業所の倒産件数は111件と過去最高に達し、2016年度の市内事業所の休廃止数は48件にも及んでいます。今回の改定は、事業所の窮状を打開するには程遠いといわざるをえません。

このような中、福山市は今後、149人分の特別養護老人ホームを新たに整備する方針です。そのため約100人の介護職員の増員が必要と見込まれていますが、確保できるのでしょうか。社会福祉審議会、老人福祉専門分科会の議論でも「施設整備しても職員不足のため利用定員を減らして運営している」「国や法人まかせにせず、市がもっと責任をもって取り組んで欲しい」など、人材確保策を求める意見が相次ぎました。介護職員の処遇改善と人材確保策は待ったなしの緊急課題です。

市独自の介護労働者の処遇改善策の検討内容と今後の対応策につ

いてお答えください。また、審議会で出された意見と要望にどのように対応するのか、具体策をお示し下さい。

また、介護現場の人手不足を改善するため、あらたな市独自の報酬単価の上乗せを行うべきですが、お答え下さい。

次に、**訪問介護の生活援助**について質問します。

訪問介護の生活援助は、ヘルパーが自宅を訪問して、掃除、洗濯、調理などの日常生活の支援を行う制度です。本年10月から、生活援助が1日1回を超える場合、ケアマネジャーのケアプランを市町村に届け出ることが義務付けられます。

市は地域ケア会議でプラン内容を検証し、生活援助が過剰と判断すれば、ケアマネジャーに是正を求める事になりますが、これまで市内で、不適切なサービスとなった事例があれば、件数と指導内容をお答え下さい。

この国の提案には利用者だけでなく、介護関係者からも強い批判が続出しました。生活援助はこれまでも1回あたりの利用時間が短縮されましたが、さらに回数まで制限されると、生活の質の悪化や、身体機能の低下で、重度化が進むのは明らかです。福山市高齢者保健福祉計画が目指す「出来る限り自立して自分らしく・・・生活が続

けられる・・・要介護状態になることを予防、要介護状態の改善・維持を図る」という地域包括ケアシステムのあり方にも反するものです。生活援助は地域で暮らす高齢者の健康を保持するために重要な役割を果たしていますが、市長の認識をお示し下さい。

市内の認知症で要介護 1 の高齢者は、昼食・夕食の調理と掃除、服薬確認のため毎日ヘルパーを利用しています。担当のケアマネジャーは「ヘルパーの援助があるからこそ在宅生活が続けられる。実態を無視し機械的に利用回数の上限を設けることは、在宅で生活をする権利を奪う」と指摘しています。

厚労省は、一律にサービスカットするものではないと説明していますが、地域ケア会議が利用制限を促進する役割を担わされる危険があります。あるケアマネジャーは「介護の専門家としてケアプランを作成しているが、回数の設定や地域ケア会議によって、ケアプランがコントロールされてしまう。」と話していました。

本来、ケアマネジャーは利用者や家族の実態に応じてケアマネジメントをするものであり、介護の専門家の判断を尊重すべきです。

地域ケア会議での是正指導は行わない事を求めますが、ご所見をお示し下さい。

生活援助は家事支援を通じて、高齢者の日常生活を支え増加している認知症の人の見守り支援も果たしています。生活援助を抑制する事は国が進める認知症対策にも逆行します。国に撤回を強く求めることを要望します。ご所見をお示し下さい。

次に、**介護保険料**について伺います。

福山市は2018年度から3年間の介護保険料をこれまでと同額に据え置く方針を提案しました。これは制度が始まって以来のことであり、一定の評価が出来ます。

しかし、保険料は依然高く、制度が始まった2000年の基準年額は3万8200円でしたが、現在は7万400円と約2倍です。

年金の削減、消費税増税、物価上昇、貯蓄ゼロ世帯が3割にのぼるなど、高齢者の生活は厳しさを増しています。

2月23日、市内の民主団体で構成する「福山市社会保障推進協議会」が「介護保険料の引き下げを求める要望書」を市長あてに提出しました。要望には、「保険料の引き下げ」と共に、「保険料の所得階層区分の増設」や「減免制度の拡充」を求めています。この要望に応えるべきではありませんか、お答えください。

今回の保険料の提案は12段階設定ですが、最高階層の12段階は

「市民税課税で前年の合計所得金額が 600 万円以上」の人です。

他市では利用負担を減らすため様々な努力をしています。例えば、武蔵野市では保険階層を 18 段階設定としています。合計所得が 600 万円以上 800 万円未満、800 万円以上 1000 万円未満など、200 万円毎に階層が細分化され、最高 18 段階は 3000 万円以上です。

東京都武蔵野市のように累進課税を強化し、中低所得者の負担を減らすべきです。お答えください。

今回、これまで年 6 回の保険料徴収を 8 回に分け、1 回あたりの保険料支払い額を低減させる努力を行っていることは評価できますが、高齢者への負担が押しかぶさるなか、介護保険料引き下げの、あらゆる努力が必要です。ご所見をお示し下さい。

市長（答弁） 次に、**介護保険制度**についてであります。

まず、**介護労働者の処遇改善**についてであります。

介護報酬の水準及び処遇改善につきましては、国において、介護事業所の経常状況や物価変動を勘案し、サービスの実態に見合った基本報酬を定めた上で、介護従業者の処遇改革を図るために加算措置を講じてい

るものであります。

本市といたしましても、適切な介護報酬の設定が引き続き行われるよう、全国市長会を通じて国に要望しているところであります。

なお、国が設定した介護報酬に加え、市独自で財政措置を講じることは、制度上、困難であります。

また、介護人材の確保のため、本市では、社会福祉協議会や関係機関と連携する中で、就職面談会やセミナーの開催、介護職員の技能向上支援、福祉・介護職の魅力向上のための事業などに取り組んでいるところであります。

引き続き、国、県、市、事業者の役割を踏まえ、関係機関と連携し、対策を講じてまいります。

次に、訪問介護の生活援助についてであります。

本市のケアプラン点検は、ケアマネジャーの専門性を尊重しつつ、自立支援のためのケアマネジメントが行われるよう育成・支援を目的に行っているものです。

また、介護保険制度では、生活援助に限らず全てのサービスは利用者の自立支援を目的としており、市町村がケアプランの内容を確認する今回の制度改正は、適切なケアマネジメントのために必要なものと考えております。

次に、介護保険料についてであります。

介護保険料は、事業計画期間中の介護給付費の総額により定まるものであり、次期計画期間における保険料額につきましても、計画期間中の給付費の額等を適切に見込む中で算定したものであります。

また、保険料の所得階層区分につきましては、国の標準では9段階となっている保険料段階を、本市においては12段階に細分化し、低所得の高齢者世帯にも配慮した、きめ細かな設定としております。

さらに、保険料の段階区分で対応ができない特別な事情のある方に対しては、減免制度を設けております。

今後、介護給付費の上昇に伴い想定される介護保険

料の上昇を、可能な限り抑制するため、引き続き、給付の適正化に努めるとともに、より一層介護予防や健康づくり、社会参加を進め、健康長寿社会の実現に向け取り組んでまいります。

なお、介護保険料の抜本的な低所得者対策につきましては、全国市長会を通じて、国に要望しているところであります。

保育行政

河村ひろ子市議 保育指針改定について質問します。

乳幼児期の保育・幼児教育に関して、政府のガイドラインである「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が、2017年3月に改定され、本年4月から実施されます。各保育所は、この指針に規定される基本原則に関する事項を踏まえ、実情に応じて保育実践を行うこととなります。

この改定では、幼児期の教育が戦後始めて「学校教育のはじまり」として位置づけられました。幼児期の発達という従来の視点からではなく、小学校教育の基礎的段階という視点から抜本的に見直したというのが大きな特徴です。

こうした幼児教育の基本的性格の変更は、第一次安倍内閣によって強行された教育基本法の改悪が出発点です。教育基本法の改悪・学校教育法改正の流れを引き継ぎ、「安倍教育再生改革」を幼児期にまで徹底することが政府の狙いです。

幼児期の教育をこれまでの「幼児期らしい生活と遊びを通しての発達を促す」ものから、「義務教育の基礎を培う」ものへと変わります。そのために、新たに新設されたのが「幼児期の終わりまでに育

って欲しい姿」という目標です。その内容は、「健康なからだと心」「自立心」「道徳性・規範意識の芽生え」など 10 項目が示され、保育の最終目標とされています。保育現場からは「子どもの主体的な発達を支えるのが保育であり、その発達が保障されてこそ、小学校への接続期を乗り越える力になる。10 の姿を目指すための保育ではない」と懸念する声もあります。

小学校との接続を強化するという観点から導き出された「幼児期の終わりまで育って欲しい姿」へ子どもを「教育」することは、「子どもを小学校に合わせる」ことになり、これまでの保育を変質させるものになりますが、ご所見をお示し下さい。

しかも、幼児期の終わりまでに育って欲しい姿をふまえて、子ども 1 人ひとり进行评估し、その評価をもとに各保育施設の保育・教育を見直す事になります。

行政がそれぞれの保育現場を管理統制できる仕組みにすることが国の狙いです。これは保育内容への政府の直接的な統制になりかねません。このような評価は行わないことを求めるものです。ご所見をお示し下さい。

市長（答弁） 次に、保育行政についてであります。

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型こども園教育・保育要領が同時に改正された趣旨を踏まえ、現行の教育課程と保育課程との整合性を図ると共に、就学前施設に通う子どもの過ごす場所が異なっても、すべての子どもに質の高い教育・保育が保障されるべきであるという理念のもと、本市独自の「福山市教育・保育カリキュラム」を作成し、次年度から運用してまいります。

これからも、引き続き一人ひとりを大切にする教育・保育を実践してまいります。

パーク PFI 方式について

河村ひろ子市議 福山市は J R 福山駅周辺の再開発方針「福山駅前再生ビジョン」案をまとめ、20 年後の姿として、備後圏域のにぎわいや産業、観光などの拠点を掲げています。また、福山城公園や中央公園の運営にパーク PFI の考え方を取り入れるとのことでした。

パーク PFI 方式は、民間事業者が収益施設を設置し、その収益で周辺の広場、園路などを一体的な整備を実施することで、リニューアルを図るとする方式です。緑地の確保についても公園管理者が適切に判断するとされました。

今後この方式で整備しようとしている対象の公園や緑地名をお示しください。また、設置施設の使用料は、発生するのかどうか、どのように定められるのかお示しください。

事業者が収益をあげなければ、公園整備もできないため、利益追求が強化され、結果、良好な緑地や市民の憩い空間が確保できなることを懸念するものです。

また、設置管理者は民間の事業者であり、公園の整備について市民意見の反映が後景に追いやられることを懸念するものです。

市民意見の反映や、本来の都市公園の機能の保全是、どのように

担保されるのかお示してください。

また、公園内に設置できる収益施設の参酌すべき建蔽率が 2%からプラス 10%に引き上げられました。

園路などは、12%の中に入るのかどうかお示してください。

福山城公園は 11 万 5457 m²、中央公園は 1 万 5618 m²あり、それぞれ、上限 1 万 3854 m²、1874 m²を収益施設に活用できることとなります。

公園内に設置する施設は、飲食店や売店等に限られるものではなく、休養施設、遊戯施設、運動施設、供用施設、便益施設、展望台または集会所とされています。これらを活用すれば、例えば高層のホテル建設も可能と解釈できますが、福山市は用途や高さについて一定の制限を定めるのかどうかお示してください。

パーク PFI 方式の認定管理の有効期間は、最長 20 年としていますが、有効期間中に申請があれば、許可を与えなければならないこととされており、長期にわたり同一の民間事業者が活用することが可能となります。

駅周辺や中央公園という利便性の高い公有地を、長期にわたり、特定の民間事業者の活用を提供することは、不平等ではないでしょ

うか。ご所見をお示してください。

また、2004年の法改正で導入された立体都市公園制度では、都市公園の地下を駐車場などにすることが可能となりました。

今後、このような地下の利用も想定しているのかどうか、お示してください。

仮に地下施設を活用する場合、この管理も同一の事業者委託することになるのでしょうか、お答えください。

市長（答弁） 次に、パークPFI方式についてであります。

中央公園は、駅前再生のまちづくりの核の一つであり、賑わいを生み出す重要な公共空間であります。

新年度に立ち上げる、（仮称）福山駅前デザイン会議での議論を踏まえ、2018年度（平成30年度）、中央公園におけるパークPFIの導入に向け、移動販売車や仮設店舗等を一定期間設置し、公園利用者や地元関係者の意見を聴くとともに、民間事業者の参入意欲や収益施設の配置・規模等のあり方を把握してまいります。

導入可能性を検証した上で、2019年度（平成31年度）

中に、『公募設置等指針』を策定し、

- 既存の公園機能の保全方法
- 周辺環境や景観との調和の考え方
- 公園の魅力の向上のための取組内容
- 収益施設の配置や規模、設置期間
- 使用料

などを定めてまいりたいと考えております。

なお、収益施設の設置者は、学識経験者や専門家等より構成する評価・選定委員会で指針に基づき、公平かつ公正に審査した上で選定することとなります。

民間活力を導入したパークPFIによる公園の運営は、公園が有する新たな魅力を引き出す有効な手法の一つであると考えております。

立体都市公園制度については、現在導入の考えはありません。

福山・笠岡地域公共交通網形成計画について

河村ひろ子市議 近年、モータリゼーションの発展の一方、路線バスについては、不採算路線の廃止や縮小が相次ぎ、地域公共交通の衰退が進行しています。とりわけ、周辺部の地域公共交通を取り巻く環境は大変厳しい状況になり、自動車を運転できない者は移動を制約され、生存権、学習権、勤労権を奪われるなど、社会生活を営めなくなります。

建設水道委員会に、福山・笠岡地域公共交通網形成計画に基づき、利用が少なく収益率の低いバス路線を、市民との協働により、地域への生活ニーズに見合った運行方法へ見直す取り組み状況が報告されました。

この内容は、山野、加茂、東村、内浦など、7学区の路線バスの見直しを行い、バス路線の廃止や減便、時刻表見直し、乗り合いタクシー導入、または高齢者お出かけ支援事業で対応することとしています。

見直し案は、一層の公共交通の後退であり、今後、住民主体サービスで補うとしても、周辺地域は運転手確保も困難で、さらなる衰退が憂慮されます。

島根県では、バスの廃止により地域が陸の孤島化し、5年～10年で沿線の集落や村が消滅する事態が起きたと報告されております。

このような、事態を起こさないためには、周辺部の移動手段として、公共交通の再構築が重要です。

福山市が地域の生活支援のための交通の在り方を制度的にも政策的にも主体的に整備する必要に迫られています。その際、重要なことは、憲法に照らし、移動・居住の自由を保障する立場に立つことです。

交通権は、日本国憲法が保障した居住、移転の自由、生存権、幸福追求権など関連する権利を集合した新しい人権です。

まず、交通権を保障し、生活交通を確保する条例を制定することを求めます。そして、これまでの公共交通事業者の取組を踏まえ、福山市と市民、公共交通事業者のさらなる「努力」で補い合う仕組みづくりを行うべきです。

福山市は、人や財政面での、必要な支援を行うことを強く求めるものです。以上についての御所見をお示しくください。

フランスでは「交通権」を社会権の一つとして国内交通基本法に明記し、「移動制約者を含む全ての利用者の持つ移動する権利及び

これに関して交通機関を選択する自由」を定め、「移動制約者及びその介護者のために、特別措置をとることができる」としています。

日本では、2015年の法改正での明記は見送られましたが、交通政策基本法の中に「誰でも、どこへでも、安全、快適、自由に移動することができる」交通権の保障を明記することを強く求めるべきであります。以上についての御所見をお示してください。

市長（答弁）次に、**福山・笠岡地域公共交通網形成計画**についてであります。

地域の高齢化の進行に伴い、今後、自ら移動する手段を持たない交通弱者の増加が懸念されます。

地域公共交通は、市民生活や暮らしを支え、まちの源泉である人の交流を支える重要な都市基盤として、市民、事業者、行政が協働で維持、確保、活性化に取り組む計画を策定したものであります。

また、先月の建設水道委員会に報告した「路線バスの見直し」につきましては、持続可能な路線バスネットワークの形成を図るため、地域住民へ丁寧に説明し、連携しながら取り組んでいるものであります。

今後におきましても、交通政策基本法の基本理念である交通機能の確保及び向上、安全の確保などを踏まえる中で、住民の移動という地域課題については、国、地方公共団体、交通事業者、住民その他の関係者が連携、協働しながら取り組んでまいります。

川南土地区画整理事業について

河村ひろ子市議 当事業計画は、1969年の都市計画決定から49年が経過しています。2012年と2017年の審議会委員選挙を経て、区画整理反対の意見をもつ審議委員が、引き続き過半数を占めています。

2017年度、市は地権者や住民への意向調査を行い、その結果をもとに、3つの川南まちづくりビジョン概要図を作成しました。

3つの案は

1、区画整理事業や都市計画道路の整備は行わず、既存市道を拡幅し、現在の生活環境を尊重する手法

2、区画整理事業は行わず、都市計画道路を中心とした道路網を整備し、沿線の土地利用を促す手法

3、区画整理事業を27・4haから11haへと縮小し、総合的な宅地造成と土地の商業的利用の促進 となっています。

現在、2回目の意向調査を行っていますが、今後、3つの案の中で、最も意見の多い案を取りまとめ、「意見が拮抗した場合は、折衷案も検討して、第3回意向調査を実施する」との事です。

区画整理方式が大前提ではなく、住民の要望を取り入れながら、

住民が主体的にまちづくりに参加する形に転換した事は評価できません。

しかし、3つ目の案は区画整理方式でショッピングモールが整備された場合を想定しています。地権者からは「近隣のショッピングモールと競合するのではないか」「何割の減歩になるのか」など、不安の声も聞かれますが、新たな区画整理区域内における地権者数と減歩率についてお示し下さい。

今後も、事業について丁寧に説明しつつ、住民の合意を尊重しながら街づくりを行うことを要望します。ご所見をお示し下さい。

市長（答弁） 次に、川南土地区画整理事業について
であります。

まず、新ビジョン概要図の第3案でお示ししている
土地区画整理区域内の地権者数及び減歩率についてで
あります。

概要図は、新ビジョンをとりまとめるためのベース
案を地権者や神辺学区住民に選択いただくため、作成
したものであり、各種事業の位置・範囲・規模等は、
確定したものではありません。

このため、概要図でお示した土地区画整理区域内の地権者数や減歩率も確定しておりませんが、地番図等の既存資料から、共有者数等を考慮しない場合の地権者数は約 65 人程度と見込んでおります。

次に、住民合意の尊重についてであります。

まちづくりを円滑に進めるためには、地権者の協力と地区の総意としての合意が必要と考えております。

このため、川南地区の新ビジョン作成に当たっては、地権者や神辺学区住民の意見をできるだけ反映することとし、意向調査や説明会等を実施しております。

引き続き、こうした取り組み姿勢を継続する中で、実現性の高い新ビジョン作成に努めてまいります。

広島県水道事業の広域連携について

河村ひろ子市議 広島県は、県水道事業広域連携案の取りまとめを行いました。今後、4月に（仮称）広島県水道広域連携協議会を立ち上げ、平成30年4月からの2年程度で広域連携の基本的枠組みの検討や（仮称）水道広域連携計画の策定を進めるとのことです。

案によると、経営面では、県内水道事業の将来見通しと課題について、「人口減少等に伴い、水需要や給水収益が大幅に減少する。水道施設の老朽化による更新需要が大幅に増加することに伴い、経営が急速に悪化する」としています。

また、「経験豊かな職員の退職などに伴い、水道事業を支える人材が不足する」とし、広域連携により、期待できる効果として6点を掲げています。

①施設の最適化として、水源から浄水場、管路を統廃合、ダウンサイジング可能とし、平成27年度現在の必要水量、日量124万 m^3 が、40年後には106万 m^3 に減少し、浄水場は186カ所を90カ所に統廃合する試算が示されております。

水量は14%減少することに対して、浄水場は52%減少させる試算

です。

広島県は 8479 平方キロメートル余の広い面積を持ち、急傾斜地を急速に水が流れ落ち、長年、水源不足に悩んできた県であります。そのため、何度も渇水に見舞われてきました。

1994 年、2002 年の大渇水では、四国最大の早明浦ダムも干上がる状態が起こり、遠くの大きな水源よりも、近くの水源確保が重要であるとの教訓を残しました。

福山市も、工業用水の転用や中津原に井戸を掘り、水源を確保するという苦肉の策も講じました。

これらの教訓にかんがみ、52%も浄水場を減らすことは、無謀、危険と言わざるを得ません。水源の統廃合は、別の水源から配水管を引くことで管路が長くなり、新たな投資が必要となります。現在の老朽管の更新がなくなるわけではありません。

したがって、費用対効果を、水源の数量で判断することは危険ではないでしょうか。水源からの管路新設の投資とその後の更新費用を含めて長期的に経費を試算し、比較することが求められます。

②管理の最適化について、施設の縮減は、人員削減につながり、労働強化や人手不足、必要な技術継承が困難になることが懸念され

ます。

「民間の創意工夫の発揮によるコスト縮減やサービスの底上げができる」とされていますが、今、民間企業は最小の投資で最大の利益を上げるとして、低賃金、長時間過密労働など、ブラックな働かせ方が問題となっています。コスト縮減が労働条件の悪化につながってはなりません。

③人材の確保についても、今後5年間で2割、15年間で半数以上の職員が退職見込みとしていますが、計画的に新たな職員を採用し、福山市上下水道局が長年積み重ねてきた技術の継承を積極的に行い、局内に新しい技術習得に必要な研修制度をつくるなど、専門職員を養成するべきであります。

④危機管理の強化について、災害時代の到来といわれる今日、強化することは当然のことです。施設仕様などの標準化による、迅速な応急復旧といいますが、そのためのあらたな施設設備のコストが増高するのではありませんか。

また、水源を統合すれば、広範囲にわたる管理点検を人員削減した職員で行うためには、目が行き届きにくくなるのではありませんか。

それぞれの自治体の職員が積み重ねてきたノウハウは、いざというときにも大きな威力を発揮するもので、広域化は危機管理に逆行します。

⑤有利な財源の確保について、事業を統合した場合、補助率 3 分の 1 の国の交付金を見込んでいますが、財政で統廃合を誘導するあり方は問題であります。

独立採算性を強調するのではなく、本来の水道事業の使命に基づき、国、及び地方公共団体の責務として、施設・設備の維持・更新に係る予算を分担するべきであります。

⑥水道料金の格差解消を上げています。

水道料金について、県単純平均が 1 か月 10 m³ 1518 円に対し、福山市の水道料金は、993 円と、県内市町の中で 5 番目に低い料金となっています。

料金の一番低いところと高いところでは 3・3 倍の格差があります。この格差解消は、具体的には福山市水道料金の大幅値上げを引き起こすことになり、市民理解が得られるものではありません。

人口密度が低く、費用対効果が低い中山間地域や島しょ部などで、

コスト高となる市町については、生存権の保障として、国や県が支援を強化すべき問題で、他の自治体の住民に料金を押しかぶせるべきものではありません。

以上、期待できる効果についての問題点を述べましたが、それぞれについてのご御所見をお示しください。

また、福山市は統廃合でありきではないとの事ですが、経済効率最優先ではなく、独自に県単一化におけるメリット、デメリットを正確に分析し、公表することを求めます。

これまで福山市は、水道局と下水道部局を組織統合し、その際、人員削減や組織機構の改編も行っています。

これ以上の事業広域化や民間移管は行わないことを強く求めます。

以上についてのご所見をお示しください。

市長（答弁） 次に、広島県水道事業の広域連携についてであります。

本年 1 月に、広島県が県内水道事業の現状や将来見通しを踏まえ、広域連携により期待できる効果や、その方向性などについて掲げた「広島県水道広域連携案」を取りまとめたところであります。

広域連携により期待できる効果としては、施設及び管理の最適化をはじめ、人材の確保や水道料金の格差解消などについて、県の考え方を示しております。

今後、本市も参画する（仮称）広島県水道広域連携協議会におきまして、県が示した広域連携のメリット・デメリットなどについて、市町と県が精力的に検証していく必要があると考えております。

その議論の結果や市民サービスの維持・向上の視点を踏まえる中で、広域連携のあり方について、本市としての考え方を明らかにしてまいります。

いずれにいたしましても、福山市行政運営方針や上下水道事業中長期ビジョン（経営戦略）に基づき、持続可能な経営基盤を確立する中で、市民に信頼される安心・安全でしなやかな上下水道事業を確立してまいります。